（略）

出雲DME	上欄に同じ	N35°25′E132°54′島根県簸川郡斐川町	1,168	1.5	なし	XZE	24時間	昭和56年9月3日（平成23年4月7日から供用再開）	出雲VORと組合せVOR／DMEとして運用

（略）

（略）

出雲DME	上欄に同じ	N35°25′E132°54′島根県簸川郡斐川町	1,168	1.5	なし	XZE	24時間	昭和56年9月3日（平成23年4月7日から供用再開）	出雲VORと組合せVOR／DMEとして運用
小牧DME	上欄に同じ	N35°16′E136°55′愛知県小牧市	1,118	3	なし	CME	24時間	平成30年1月4日	小牧VORと組合せVOR／DMEとして運用

（略）

附　則

この告示は、平成三十年三月二十五日から施行する。ただし、第一項の表小牧VORの項を削る改正規定、同表名古屋VORの項の改正規定、第二項の表名古屋タカンの項の改正規定及び第四項の表小牧DMEの項を削る改正規定は同年三月二十九日から施行する。

○海上保安庁告示第十三号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年二月九日から施行する。

平成三十年二月一日

海上保安庁長官　中島　敏

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
W55	館山湾及付近 （分図）館山港	1／23,000 1／12,000	（館山湾及付近） 法第1条第2項の政令で定める境界、指定海域、法第30条第1項の海域
W66	京浜港横浜	1／11,000	指定海域、法第30条第1項の海域
JP66	KEIHIN KO YOKOHAMA	1／11,000	指定海域、法第30条第1項の海域
W67	京浜港川崎	1／11,000	指定海域、法第30条第1項の海域
JP67	KEIHIN KO KAWASAKI	1／11,000	指定海域、法第30条第1項の海域

（略）

改　正　前

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
W55	館山湾及付近 （分図）館山港	1／23,000 1／12,000	（館山湾及付近） 法第1条第2項の政令で定める境界
W66	京浜港横浜	1／11,000	法第30条第1項の海域
JP66	KEIHIN KO YOKOHAMA	1／11,000	法第30条第1項の海域

（略）